平成２５年（フ）第５６２号
宮城県多賀城市下馬５丁目４番26号　メゾン石田106号
債務者　青柳あい子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２９７号
茨城県小美玉市江戸89番地116
債務者　細田　文彦
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３３２号
茨城県東茨城郡茨城町桜の郷3124番地119
債務者　亀井　理恵
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３４８号
茨城県水戸市酒門町3036番地の２
債務者　宮本正根こと　李　　正根
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３５８号
茨城県笠間市泉2130番地15　大沢アパート
債務者　川原井正史
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３６０号
茨城県ひたちなか市大字東石川3074番地４　ビーエムハイツＡ棟101号
債務者　仲田　孝之
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１３２号
滋賀県彦根市大藪町475番地26　202号、前住所滋賀県彦根市開出今町2044番地　101号
債務者　藤橋まさえ
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３４号
滋賀県長浜市三川町1028番地
債務者　山田　厚子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第８８４号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－７棟303号、前住所京都市伏見区向島吹田河原町143番地４
債務者　赤木　佳子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９３３号
京都市右京区西京極東大丸町40番地　加藤マンション103号
債務者　原田　吉幸
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７５６号
広島県廿日市市友田24番地547
債務者　川岸結紀惠
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５３号
大分市大字細102番地
債務者　田中　智学
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５４号
大分市大字細102番地
債務者　田中　和美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７４号
大分市大字廻栖野2536番地　リバーサイド新界101
債務者　佐賀関ふきみ（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８７号
山梨県甲府市住吉１丁目９番13号
債務者　野澤　正名
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１１２号
大阪市西淀川区姫里３丁目６番11号　リラ姫里407号室
債務者　山本宏美こと　全　　宏美
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４３６号
大阪市浪速区日本橋３丁目２番１号　セレブコート日本橋1003号、住民票上の住所東京都新宿区西落合２丁目21番８号
債務者　溝部　文世
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部